厚生労働省

危険ドラッグは
買わない 使わない かかわらない

危険! 有害!

危険ドラッグは「合法ドラッグ」「合法ハーブ」などと称して売られ、大変危険です!

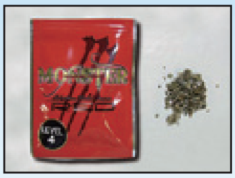

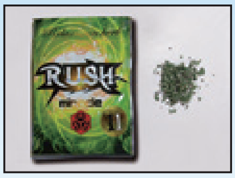

使用すると、呼吸困難を起こしたり、死亡することもあります。また、異常行動を起こして他者に危害を加えてしまうこともあります。「危険ドラッグ」は、たとえ「合法」などと称していても、麻薬や覚醒剤と同じかそれ以上の恐ろしさを持つ物質であることを知ってください。

平成 27年 1月5日より、新たに8物質が指定薬物に指定されました。これにより、以下の行為が禁じられ、罰せられることになります。

新規に8物質を指定薬物に指定
通称名「5-EAPB」「2FMP」等

▶

所持、使用、購入 販売、授与等を禁止

平成26年 4月1日より、指定薬物については、所持、使用、購入等も禁止されています。
違反した場合、3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金、又はどちらも科されます。

公式 Facebook「STOP the 薬物!～断る勇気が未来を作る～」
https://www.facebook.com/stopthedrug

公式 Twitter「STOP the 薬物!」
https://twitter.com/StopTheDrug

危険ドラッグに関する情報提供は、「あやしいヤクブツ連絡ネット」03-5542-1865まで

http://www.yakubutsu.com/